

## 奈良市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表します。

令和8年2月5日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 寺 川 拓  
同 植 村 佳 史  
同 柳 田 昌 孝

送配水管理センター

監査結果公表日 令和7年12月25日（奈良市監査委員告示第21号）

措置結果通知日 令和8年2月2日

| [監査の結果]  | [措置の内容]  |
|--|--|
| <p>長期継続契約で締結されている須川ダム放流警報局設置用地借地料及び木津～緑ヶ丘口径600 糀送水管路用地借地料において、契約書に「翌年度以降において予算が減額又は削除されたときは、本契約を変更又は解除することができる」旨の記載がなかった。</p> <p>長期継続契約は、債務負担行為の設定を行うことなく翌年度以降にわたり契約を締結できる例外的な契約方法であり、契約書に前述の条文を明記することが必須条件とされている。</p> <p>適正な契約事務を行われたい。</p> | <p>須川ダム放流警報局設置用地及び木津～緑ヶ丘口径 600 糀送水管路用地借地契約において、「翌年度以降において予算が減額又は削除されたときは、本契約を変更又は解除することができる」旨を追加する変更契約を令和8年1月13日付けで締結しました。</p> |

お客様センター準備課

監査結果公表日 令和7年12月25日（奈良市監査委員告示第21号）

措置結果通知日 令和8年2月4日

| [監査の結果]   | [措置の内容]   |
|---|---|
| <p>長期継続契約で締結されている情報通信回線サービスの利用に関する契約において、契約書に「翌年度以降において予算が減額又は削除されたときは、本契約を変更又は解除することができる」旨の記載がなかった。</p> <p>長期継続契約は、債務負担行為の設定を行うことなく翌年度以降にわたり契約を締結できる</p> | <p>監査の指摘を受けて、情報通信回線サービスの利用に関する契約において、「翌年度以降において予算が減額又は削除されたときは、本契約を変更又は解除することができる」旨を追加する変更契約を令和7年11月11日付けで締結しました。</p> |

例外的な契約方法であり、契約書に前述の条文を明記することが必須条件とされている。  
適正な契約事務を行わわれたい。